

2013年7月23日 全6頁

# 排出量取引マーケットレポート 2013.7.19

## 西バルカン諸国のクロアチアがEUに加盟

環境調査部 主任研究員 大澤 秀一

### [要約]

#### ■ マーケットサマリー (2013/6/14~2013/7/18)

改正排出枠の後積み案が可決されるも軟調な展開が続く

#### ■ 関連トピック

##### ■ 西バルカン諸国のクロアチアがEUに加盟

2013年7月1日、クロアチア共和国が28番目の加盟国としてEUに加盟した。同国の経済規模から直ちにEU域内の経済活動に大きな影響を与える可能性は低いと思われるものの、EUにとって政治的安定が重要課題になっている西バルカン諸国からの初めての加盟国として注目されている。前日深夜に行われた加盟記念式典でも、各国首脳等から今回の加盟が欧州統合という大プロジェクトの重要なプロセスの一つであることが強調された。今後、EU加盟候補国として認められているセルビアやモンテネグロ、マケドニアの加盟交渉が予定されており、クロアチアには西バルカン諸国の先駆者としての役割が期待される。

##### ■ オバマ政権が気候変動対策の外交で一步踏み出す

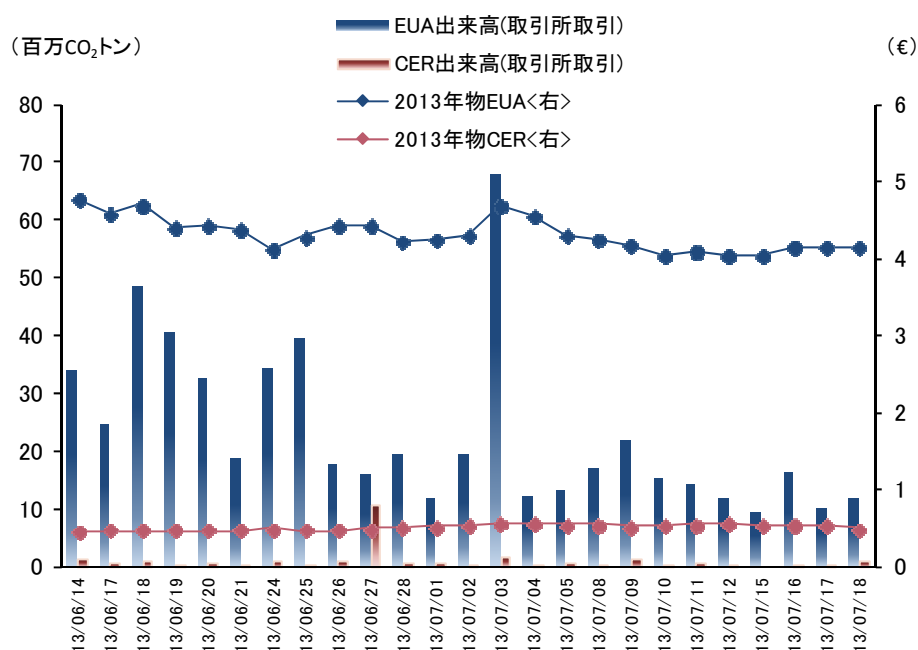
2013年6月、オバマ大統領は政権二期目(2013年~2016年)の気候変動対策について演説を行い、政策方針「大統領気候行動計画(The President's Climate Action Plan)」を公表した。下院の過半数を共和党が占めるため、新たな立法が必要となる施策の実施は困難な状況だが、行政権による外交はこれまでより一步踏み出した内容になっている。米国は将来枠組みについて、京都議定書のように削減目標を法的に拘束するのではなく、各国がそれぞれの実情に応じた貢献目標を自主的に設定する方式の採択を目指している。将来枠組みの合意を目指すCOP21に向けた米国の動きから目が離せなくなった。

## マーケットサマリー (2013/6/14~2013/7/18)

### 改正排出枠の後積み案が可決されるも軟調な展開が続く

- 前月の堅調な展開から一転、軟調な展開が続いた。6月20日に“改正排出枠の後積み案<sup>1</sup> (amendment back-loading proposal)”が欧州議会の環境・公衆衛生・食品安全委員会で承認されたものの、最大政党である欧州人民党 (EPP) 内の意見対立が露見したことなどもあり材料視されることはなかった。7月3日の欧州議会の採決直前にはEUAがこの期間の最安値となる€3.25まで下げたが、法案が可決されると一気に€4.86まで上昇した。しかし、翌日には再び下げ基調に戻り、€4.13でこの期間の取引を終えた。背景には、立法には欧州理事会の最終承認が必要なことや9月に予定されているドイツの連邦議会選挙まで欧州委員会による実施内容の開示が期待できないことなどが挙げられる。

図表1 ICEにおける直近のEUA/CER価格および出来高



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

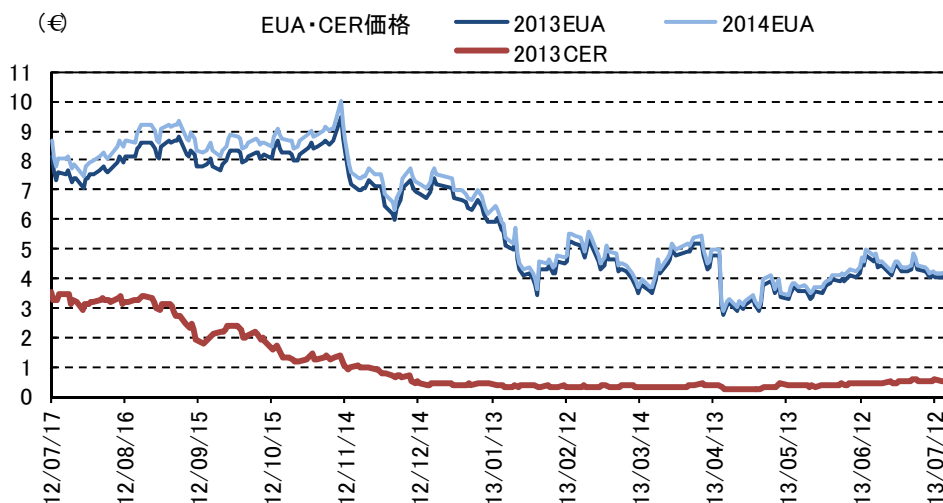
図表2 EUA/CER 取引価格 (1トンあたり)

		2013/6/14~2013/7/18 価格(単位:€)		
取引所取引	先物取引	高値	安値	終値(2013/7/18)
CDM(CER)	2013年12月限	0.56	0.44	0.49
CDM(CER)	2014年12月限	0.60	0.48	0.51
EU ETS(EUA)	2013年12月限	4.90	3.25	4.13
EU ETS(EUA)	2014年12月限	4.97	3.38	4.27
EU ETS(EUA)	2015年12月限	5.18	3.75	4.42

(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

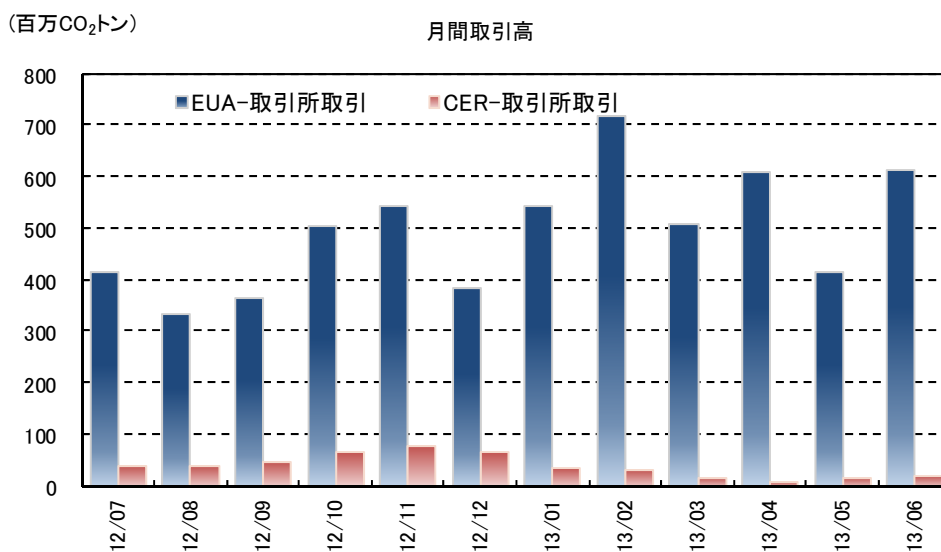
<sup>1</sup> 排出枠の一部(最大で9億CO<sub>2</sub>トン分)の割当時期を後半(2019~2020年)に遅らせること。総排出量を変えない場合、前半(2013~2015年)の供給量が減るので価格の押し上げ要因になる。詳細は欧州議会ウェブサイトを参照 ([http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2012/0202\(COD\)&l=en](http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2012/0202(COD)&l=en))

図表 3 EUA/CER 価格推移 (1トンあたり)



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表 4 EUA/CER 取引高推移



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

## &lt;用語解説&gt;

- ◆EU ETS (EU Emission Trading Scheme): EU 排出量取引制度
- ◆EUA (EU Allowance): EU ETS における初期割当量
- ◆CDM (Clean Development Mechanism): クリーン開発メカニズム。京都議定書で定められた京都メカニズムの1つ。先進国が関与して開発途上国で温室効果ガス削減事業を実施し、その結果発行されるクレジットを先進国の京都議定書削減目標達成のために用いることが可能。
- ◆CER (Certified Emission Reduction): 国連に認証された排出削減量 (CDM により発行されるクレジット)

## 関連トピック

### ■ 西バルカン諸国のクロアチアがEUに加盟

2013年7月1日、クロアチア共和国が28番目の加盟国としてEUに加盟した<sup>2</sup>。同国の経済規模から直ちにEU域内の経済活動に大きな影響を与える可能性は低いと思われるものの、EUにとって政治的安定が重要課題になっている西バルカン諸国(右図の色付の7か国)からの初めての加盟国として注目されている。

加盟日の前日深夜に行われた記念式典でも、各国首脳等から今回の加盟が欧州統合という大プロジェクトの重要なプロセスの一つであることが強調された。今後、EU加盟候補国として認められているセルビアやモンテネグロ、マケドニアなどの加盟交渉が予定されており、クロアチアには西バルカン諸国の先駆者としての役割が期待されている。

クロアチアの国内総生産はEU加盟国中21番目の713億ドル(購買力平価換算GDP、2010年)で、近隣のブルガリア(同866億ドル)より小さく、隣国のスロベニア(513億ドル)よりも大きい。人口は440万人で西バルカン諸国の中ではセルビアに次いで多く、1人当たりのGDPは16.1千ドルと最も大きい(図表5)。



(出所) 三角形「白地図、世界地図、日本地図が無料【白地図専門店】」を基に大和総研が加筆作成。

図表5 西バルカン諸国の経済やエネルギー基礎情報

	人口 (百万人)	購買力平価 換算GDP (十億ドル)	CO <sub>2</sub> 排出量 (百万トン)	1次エネルギー 供給量 (石油換算百万トン)	1人当たりの GDP (千ドル)	1人当たりの CO <sub>2</sub> 排出量 (トン)
アルバニア共和国	3.2	24.6	3.8	2.1	7.7	1.2
ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.8	27.6	19.9	6.4	7.3	5.3
クロアチア共和国	4.4	71.3	19.0	8.5	16.1	4.3
コソボ共和国	1.8	12.1	8.5	2.4	6.7	4.7
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	2.1	19.0	8.2	2.9	9.2	4.0
モンテネグロ	0.6	6.4	2.1	0.8	10.2	3.3
セルビア共和国	7.3	70.0	46.0	15.6	9.6	6.3
EU平均	18.1	498.6	131.4	61.5	27.5	7.3

(出所) IEA「CO<sub>2</sub> EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION HIGHLIGHTS」より大和総研作成

産業構造は文化遺産を巡る観光業や良港を利用した運輸業などのサービス産業の比率が高く、燃料燃焼による二酸化炭素排出量は19百万CO<sub>2</sub>トン(2010年)で、EU全体(3,679百万トン)の0.5%を占める。クロアチア国内の温室効果ガス(GHG)排出事業者はEUによる排出規制が課せられるが、EU ETSのフェーズ3(2013年~2020年)には年初から参加している。排出規制が国内産業にどのような影響を及ぼすことになるかは今後のエネルギー利用や経済状況等によるが、クロアチアとEU域内を結ぶ航空機

<sup>2</sup> 欧州連合ウェブサイト「ニュースルーム」([http://europa.eu/newsroom/highlights/croatia-joins-eu/index\\_en.htm](http://europa.eu/newsroom/highlights/croatia-joins-eu/index_en.htm))

の GHG 排出規制については 2014 年まで猶予されていることや、外航海運の GHG 排出規制については EU として規則がなく、大規模海運事業者に対して 2018 年から報告が義務付けられることが決まっている<sup>3</sup> だけであることを考慮すると、主要産業への影響は当面は緩やかなものになることが予想される。なお、同国のユーロ導入は今後の課題として残されている。

## ■ オバマ政権が気候変動対策の外交で一步踏み出す

2013 年 6 月 25 日、オバマ大統領は政権二期目（2013 年～2016 年）の気候変動対策について演説を行い、政策方針「大統領気候行動計画（The President's Climate Action Plan）」を公表した<sup>4</sup>。下院の過半数を共和党が占めるため、新たな立法が必要となる施策の実施は困難な状況だが、行政権による外交はこれまでより一步踏み出した内容になっている。

国内対策は幅広い政策が網羅されているものの、法制化が進んでいない排出量取引制度に関する文言が見当たらないなど新規性に乏しい現実路線になっている。温室効果ガス（GHG）の排出削減に効果的な政策の一つとしては、より効率の高いエネルギー利用を促進する政策が挙げられる。国内 GHG 排出量<sup>5</sup> の約 33%を占める発電所に対して排出基準<sup>6</sup>を導入し、天然ガスへの燃料転換やクリーンコールテクノロジー<sup>7</sup>の導入を促す政策である。

一方、国外に向けては、世界有数の GHG 排出大国としての責任を果たすため、中国やインドなどの新興国との二国間協力を含めて国際的な気候変動交渉を主導していくと宣言した。米国は現在も京都議定書未批准国だが、これまでの国連外での活動実績を示して基軸国としての資質をアピールしている。現在、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下で議論されている、2020 年以降の新しい法的枠組み（以下「将来枠組み」）交渉を主導する狙いがあるものと思われる。

活動実績としては、2013 年 6 月の中国の習近平国家主席の訪米で、中国と代替フロン（HFC）<sup>8</sup>の削減対策で合意したことや、米国が主催する「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム」（MEF）<sup>9</sup>の進捗などが記述されている。HFC の規制は国連外で EU が進めていた議論の先を行く形となった。

図表 6 今後の気候変動交渉などの主な予定

2013 年	2014 年	2015 年
7 月 MEF 閣僚級会合（ポーランド）	9 月 「世界の主導者たち」会議	12 月 COP21（フランス）
9 月 MEF 閣僚会合（米国）	10 月 IPCC 第 5 次統合報告書 <sup>10</sup>	
11 月 COP19（ポーランド）	11 月 米国中間選挙	
	12 月 COP20（ペルー）	

（出所）大和総研作成

<sup>3</sup> 欧州委員会は外航海運による GHG 排出量を 2050 年までに 2005 年比で少なくとも 40%削減することを提案している（[http://ec.europa.eu/clima/policies/transport/shipping/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/clima/policies/transport/shipping/index_en.htm)）。

<sup>4</sup> 「大統領気候行動計画」および演説動画は米国政府ウェブサイト（<http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/image/president27sclimateactionplan.pdf>、および <http://www.whitehouse.gov/photos-and-video/video/2013/06/25/president-obama-speaks-climate-change>）

<sup>5</sup> EPA 「National Greenhouse Gas Emissions Data」（<http://www.epa.gov/climatechange/ghgemissions/usinventoryreport.html>）

<sup>6</sup> EPA 「Electric Generating Units」（<http://www.epa.gov/nsr/ghgdocs/electricgeneration.pdf>）

<sup>7</sup> 環境に配慮した石炭利用技術の総称で、発電効率の向上技術や CCS（二酸化炭素回収貯留技術）などのこと。

<sup>8</sup> ハイドロフルオロカーボン類のことで GHG の 1 種。スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材などに使用される。

<sup>9</sup> 主要経済国フォーラム（<http://www.majoreconomiesforum.org/>）。

<sup>10</sup> IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）は人間の活動が気候変動に与える影響や緩和策等に関して、科学的、技術的、社会経済学的な見地から、関係する科学論文の評価を行っている国連の組織で、各国の緩和策や適応策の政策立案の根拠として利用されている。

2009 年から始められた MEF には世界の二酸化炭素排出量上位 17 개국・地域<sup>11</sup>が参加しており、ここで議論される GHG 削減目標のあり方や政策手段などは UNFCCC 締約国会議 (COP19~COP21) に影響を及ぼすことが考えられる。現時点では、建築物の省エネに関して「MEF 参加国で 2030 年までに 2010 年に比べて建築物のエネルギー効率を 30%向上」させるために自主的な目標を設定することが提案され、議論が進められている。

米国は、将来枠組みについて京都議定書のように削減目標を法的に拘束するのではなく、各国がそれぞれの実情に応じた貢献目標を自主的に設定する方式の採択を目指している。自主的に目標を掲げて政策を積み上げるボトムアップ方式はこれまで日本の産業界<sup>12</sup>が取り組んできた方式であり、我が国にとって調和は可能と考えられる。将来枠組みの合意を目指す COP21 に向けた米国の動きから目が離せなくなった (図表 6)。

<sup>11</sup> イランおよびサウジアラビアを除く二酸化炭素排出量上位 17 개국・地域で、G8、中国、インド、韓国、メキシコ、豪州、南アフリカ、インドネシア、ブラジル、欧州連合のこと。

<sup>12</sup> 日本経済団体連合会「経団連低炭素社会実行計画」ウェブサイト (<http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/003.html>)